

『HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン』 改定前	『HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン』 改定後
<p style="text-align: center;">令和5年6月30日制定 令和5年9月26日改定 令和5年10月1日改定 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>	<p style="text-align: center;">令和5年6月30日制定 <b>令和5年10月25日改定</b> 東日本高速道路株式会社 北海道支社</p>
第1条 省略	第1条 省略
<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められたETCシステム利用規程第 2 条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。</p> <p>二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。</p> <p>三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。</p> <p>四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。</p> <p>五 ドラぶらの旅 当社が旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。</p> <p>一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成 11 年建設省令第 38 号)第 2 条第 2 項に基づき定められたETCシステム利用規程第 2 条に定める、ETC システムにおける無線通信をいいます。</p> <p>二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した ETC クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行した ETC パーソナルカードをいいます。</p> <p>三 ETC 車載器 ETC システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。</p> <p>四 セットアップ ETC システム利用規程第 3 条に定める、ETC 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。</p> <p>五 ドラぶらの旅 <b>旅行者へ提供する募集型企画旅行をいいます。</b></p> <p><b>六 旅行商品 ドラぶらの旅の旅行商品をいいます。</b></p>
第3条～第5条 省略	第3条～第5条 省略
<p>(申込方法等)</p> <p>第6条 本商品は、別紙 1 に定める商品(以下、「対象となる商品」といいます。)と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて</p>	<p>(申込方法等)</p> <p>第6条 本商品は、別紙 1 に定める商品(以下、「対象となる商品」といいます。)と併せて利用する場合のみ利用することができます。本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、対象となる商品ごとに定められた方法により利用開始までにインターネットにて</p>

申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

2 前項に関わらずドラぶらの旅の商品の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぶらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、住所、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期限、その他ドラぶらの旅のホームページで求める事項」を登録してください。

3 当社は、申込みの受付手続きが完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。

4 本商品申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録された ETC カードが有料道路の走行に利用できることを保証するものではありません。

5 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 4 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金。(以下「通常料金」といいます。))の支払いを受けます。

一 登録した ETC カード(以下「登録 ETC カード」といいます。)を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。

二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。

三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者とその法人またはその法人の社員であること。

6 当社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 14 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されますと、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。

申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

2 前項に関わらず**旅行商品**の申込みとあわせて本商品に申込み、本商品を利用する場合は、この約款に定める事項を承諾のうえ、ドラぶらの旅のホームページにて同ホームページに記載の申込締切日までに申込みください。申込みの際は、「利用開始日、車種、申込者氏名、メールアドレス、住所、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期限、その他ドラぶらの旅のホームページで求める事項」を登録してください。

3 当社は、申込みの受付手続きが完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。

4 本商品申込みの受付が完了したことをもって、**申込み時に登録した ETC カード(以下、「登録 ETC カード」といいます。)**が有料道路の走行に利用できることを保証するものではありません。

5 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 4 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金(ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金。(以下「通常料金」といいます。))の支払いを受けます。

一 **登録 ETC カード**を利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。

二 登録が正しく行われ、内容に誤りが無いこと。

三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者とその法人またはその法人の社員であること。

6 当社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 14 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されますと、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。

(登録内容の変更)

第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

- 一 前条第 1 項に基づく申込み 対象となる商品ごとに定められたとおりにお手続きください。
- 二 前条第 2 項に基づく申込み ドラぶらの旅事務局に申し出てください。

(利用方法)

第 8 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、本商品に登録している ETC カードを使用して、第 5 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等(通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む)から高速道路へ進入してください。

3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常料金の支払いを受けます。

5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に通行券と登録 ETC カードを渡してください。また、出口料金所および

(登録内容の変更)

第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、次の各号に定める申込みにおいて、当該各号に定めるとおりとします。

- 一 前条第 1 項に基づく申込み 対象となる商品ごとに定められたとおりにお手続きください。
- 二 前条第 2 項に基づく申込み **旅行商品の申し込みが完了した後は、申込内容を変更することはできません。旅行商品、日程、人数について変更が必要な場合は、第 14 条第 2 項第二号に定める解約を行ったうえで、再度当社ホームページ内のドラぶらの旅から旅行商品の申込手続きを行ってください。なお、同行者氏名など、その他の情報に変更がある場合は、旅行商品申込時に届くメールに記載の当社東京営業所へお問合せください。**

(利用方法)

第 8 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、**登録 ETC カード**を使用して、第 5 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のインターチェンジ等(通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む)から高速道路へ進入してください。

3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する自動車 1 台で通行してください。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録 ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行してください。登録 ETC カードと異なる ETC カードで通行した場合は、当社は、通常料金の支払いを受けます。

5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に通行券と登録 ETC カードを渡してください。また、出口料金所および

<p>び本線料金所のETCレーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。) いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係員の指示に従ってください。</p>	<p>び本線料金所のETCレーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。(均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡してください。) いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係員の指示に従ってください。</p>
<p>第 9 条 省略</p>	<p>第 9 条 省略</p>
<p>(他の割引との適用関係)</p> <p>第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。</p> <p>2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。</p> <p>3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。</p> <p>4 本商品の対象となる各通行がETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。</p>	<p>(他の割引との適用関係)</p> <p>第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。</p> <p>2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。</p> <p>3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 9 条第 1 項で請求する額に適用します。</p> <p>4 本商品の対象となる各通行がETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。</p>
<p>第 11 条～第 12 条 省略</p>	<p>第 11 条～第 12 条 省略</p>
<p>(適用対象外及び無効)</p> <p>第 13 条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。</p> <p>一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき</p> <p>二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき</p> <p>三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき</p> <p>四 登録車種より上位の車種で通行したとき</p> <p>五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき</p> <p>六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに入出口料金所を通行しなかったとき</p>	<p>(適用対象外及び無効)</p> <p>第 13 条 本商品は、次の各号の一に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。</p> <p>一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき</p> <p>二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき</p> <p>三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき</p> <p>四 登録車種より上位の車種で通行したとき</p> <p>五 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき</p> <p>六 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに入出口料金所を通行しなかったとき</p>

<p>七 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき</p> <p>八 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき</p> <p>2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、料金を不法に免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 正しい車両情報がセットアップされた ETC 車載器を未設置で通行したとき</li> <li>二 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき</li> <li>三 不正な申込み方法により本商品を利用したとき</li> </ul> <p>四 前 3 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき</p>	<p>七 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき</p> <p>八 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき</p> <p>2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 26 条の規定により、料金を不法に免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 対象となる商品の予約が取り消されたとき</li> <li>二 本商品申込時に指定した、対象となる商品の利用がないとき</li> <li>三 正しい車両情報がセットアップされた ETC 車載器を未設置で通行したとき</li> <li>四 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき</li> <li>五 不正な申込み方法により本商品を利用したとき</li> <li>六 前 5 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき</li> </ul>
<p>(解約等)</p> <p>第 14 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第 6 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品と合わせて申込みをした商品ごとに定めるとおりの解約手続きを行うことで本商品の解約が可能です。</li> <li>二 第 6 条第 2 項に基づく申込みの場合 本商品の申込みと合わせて申込みしたドラぷらの旅の旅行商品のキャンセルを行うことで、本商品も自動的に解約となります。</li> </ul> <p>本商品の解約を希望される場合は、ドラぷらの旅事務局に申し出てください。</p> <p>3 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録 ETC カードで第 8 条第 1 項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。</p>	<p>(解約等)</p> <p>第 14 条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。</p> <p>2 本商品の解約手続きは、次の各号に定める場合において、当該各号に定めるとおりとします。ただし、いずれの手続きも、本商品の利用開始以降は不可となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第 6 条第 1 項に基づく申込みの場合 本商品と合わせて申込みをした商品ごとに定めるとおりの解約手続きを行うことで本商品の解約が可能です。</li> <li>二 第 6 条第 2 項に基づく申込みの場合 利用前日迄に解約を希望される場合は本商品と合わせて申込みをした旅行商品を当社ホームページ内のドラぷらの旅で解約後、本商品も自動的に解約となります。</li> </ul> <p>3 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録 ETC カードで第 8 条第 1 項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商品の料金は請求されません。</p>

第 15 条～第 17 条 省略	第 15 条～第 17 条 省略																											
<p>《附 則》</p> <p>本約款は、令和 5 年 10 月 1 日 10 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者に対しても、この約款の規定を適用します。</p>	<p>《附 則》</p> <p>本約款は、令和 5 年 10 月 25 日 14 時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定前の約款による本商品の申込みが完了している申込者に対しても、この約款の規定を適用します。</p>																											
<p>別紙 1 「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」と合わせてお申込み可能な商品一覧</p> <table border="1" data-bbox="62 485 1070 963"> <thead> <tr> <th>販売事業者</th> <th>対象施設/路線</th> <th>商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東日本高速道路株式会社</td> <td>ロイトン札幌</td> <td rowspan="4">「ドラぶらの旅」にて販売する宿泊プラン</td> </tr> <tr> <td>函館大沼プリンスホテル</td> </tr> <tr> <td>釧路プリンスホテル</td> </tr> <tr> <td>屈斜路プリンスホテル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">株式会社商船三井さんふらわあ</td> <td>大洗発～苫小牧行</td> <td>商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約</td> </tr> <tr> <td>株式会社AIRDO</td> <td>北海道内各空港到着便</td> <td>AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券</td> </tr> </tbody> </table>	販売事業者	対象施設/路線	商品	東日本高速道路株式会社	ロイトン札幌	「ドラぶらの旅」にて販売する宿泊プラン	函館大沼プリンスホテル	釧路プリンスホテル	屈斜路プリンスホテル	株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約	株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券	<p>別紙 1 「HOKKAIDO LOVE! 道トクふりーぱす セットプラン」と合わせてお申込み可能な商品一覧</p> <table border="1" data-bbox="1131 485 2139 820"> <thead> <tr> <th>販売事業者</th> <th>対象施設/路線</th> <th>商品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本高速道路株式会社</td> <td colspan="2">「ドラぶらの旅」にて宿泊予約可能な宿泊施設</td> </tr> <tr> <td>株式会社商船三井さんふらわあ</td> <td>大洗発～苫小牧行</td> <td>商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約</td> </tr> <tr> <td>株式会社AIRDO</td> <td>北海道内各空港到着便</td> <td>AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券</td> </tr> </tbody> </table>	販売事業者	対象施設/路線	商品	東日本高速道路株式会社	「ドラぶらの旅」にて宿泊予約可能な宿泊施設		株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約	株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券
販売事業者	対象施設/路線	商品																										
東日本高速道路株式会社	ロイトン札幌	「ドラぶらの旅」にて販売する宿泊プラン																										
	函館大沼プリンスホテル																											
	釧路プリンスホテル																											
	屈斜路プリンスホテル																											
株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約																										
	株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券																									
販売事業者	対象施設/路線	商品																										
東日本高速道路株式会社	「ドラぶらの旅」にて宿泊予約可能な宿泊施設																											
株式会社商船三井さんふらわあ	大洗発～苫小牧行	商船三井さんふらわあ HP にて WEB 販売する各種乗船予約																										
株式会社AIRDO	北海道内各空港到着便	AIRDO 公式 Web サイトより予約・購入した航空券																										
別紙 2 省略	別紙 2 省略																											